

東京都立大学 法科大学院
2020年度入学者選抜（2年履修課程）

憲法・民法・刑法 試験問題
（2019年10月26日実施）

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、本学受験票を置いてください。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色（又は複数色）のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません（答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。）。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしめてください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆の中にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて6頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

憲法 問題

X は、Z 連合などの暴走族構成員約 40 名と共謀の上、2019 年○月△日午後 10 時 31 分ころから、Y 市が管理する「Y 市公共広場」で、Y 市長の許可を得ないで、所属する暴走族のグループ名を刺しゅうした「特攻服」と呼ばれる服を着用し、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、旗を立てる等威勢を示して、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集会を行った。同日午後 10 時 35 分ころ、Y 市長は「Y 市暴走族追放条例」(以下「条例」。資料 1 参照)17 条に基づき、この集会を中止して上記広場から退去するよう命令したが、X らはこれに従わず、引き続き同所において、同日午後 10 時 41 分ころまで本件集会を継続した。検察は、本件集会参加者は条例の定める暴走族であり、X は、これら暴走族の後ろ盾となってこれを支配する「面倒見」として本件集会を主宰し、指揮しており、その行為は条例 19 条、16 条 1 項 1 号、17 条に該当するとして、X を起訴した。

X はこの刑事事件においてどのような違憲の主張をなしうるか。またそれ(ら)についてあなた自身はどう考えるか、論じなさい。

資料 1 Y 市暴走族追放条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴走族による暴走行為、い集※、集会及び祭礼等における示威行為が、市民生活や少年の健全育成に多大な影響を及ぼしているのみならず、国際平和文化都市の印象を著しく傷つけていることから、暴走族追放に関し、本市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴走族のい集、集会及び示威行為、暴走行為をあおる行為等を規制することにより、市民生活の安全と安心が確保される地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。・・・

(7) 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団又は公共の場所において、公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような特異な服装若しくは集団名を表示した服装で、い集、集会若しくは示威行為を行う集団をいう。

・・・

(行為の禁止)

第 16 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において、当該場所の所有者又は管理者の承諾又は許可を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるようない集又は集会を行うこと。・・・・・・

(中止命令等)

第 17 条 前条第 1 項第 1 号の行為が、本市の管理する公共の場所において、特異な服装をし、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、又は旗を立てる等威勢を示すことにより行われたときは、市長は、当該行為者に対し、当該行為の中止又は当該場所からの退去を命ずることができる。

(委任規定)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 19 条 第 17 条の規定による市長の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

資料 2 Y 市暴走族追放条例施行規則

(市長の留意事項)

第 2 条 市長は、条例第 17 条の規定により中止命令等を行う場合において、条例第 1 条に規定する目的を達成するために必要な限度においてのみ行使するとともに、いやしくも権限を逸脱して個人の基本的人権若しくは正当な活動を制限し、又は正当な活動に介入するようなことのないよう留意しなければならない。

(中止命令等の判断基準)

第 3 条 市長は、条例第 17 条に規定する中止命令等を行う際に、条例第 16 条第 1 項第 1 号の行為が威勢を示すことにより行われたときに該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げることを勘案して判断するものとする。

- (1) 暴走、騒音、暴走族名等暴走族であることを強調するような文言等を刺しゅう、印刷等をされた服装等特異な服装を着用している者の存在
- (2) 明らかに人物の特定を避けるために顔面の全部又は一部を覆い隠している者の存在
- (3) 他の者を隔絶するような形での円陣等い集又は集会の形態
- (4) 暴走族名等暴走族であることを強調するような文言等を刺しゅう、印刷等をされた旗等の公衆に対する掲示物の存在
- (5) 暴走族であることを強調するような大声の掛合い等い集又は集会の方法
- (6) その他社会通念上威勢を示していると認められる行為

※ い集・・・蝟集。ハリネズミの毛のように、たくさん物事が一か所に一時寄り集まること。

以 上

民法 問題

次の【事実】を読んで、後記【設問1】の(1)及び(2)並びに【設問2】に解答しなさい。
解答に当たっては、平成29年法律第44号による改正後の民法が適用されるものと仮定して解答すること。

【事実】

- 1 Aは、金融業者数社から合計して約200万円の借金を負っていたところ、父Bが所有する時価200万円相当の骨董品（以下「本件骨董品」という。）をCに売却して、その代金により債務を整理しようと考えた。
- 2 そこで、令和元年8月1日、Aは、Cとの間で、同月8日に代金200万円の支払を受けるのと引換えに本件骨董品を引き渡すとの約定により、本件骨董品を代金200万円で売却する旨の合意をした（以下「本件売買契約」という。）。
- 3 本件売買契約の締結に先立ち、Aは、Bから本件売買契約を締結することの了解を得ていなかったことから、Aは、Cに対し、Bの名前は出さず、本件骨董品の所有者はAであるとの説明をした。
- 4 令和元年8月2日、Aは、Bに対し、上記1ないし3の経緯を説明した上、本件売買契約を了承するよう求めた。Bは、やむなくこれに協力することとしたが、代金は自らが受け取ろうと考え、翌3日、Cに対し、「本件骨董品の所有者はAではなく私なので、売買代金200万円は私に支払ってほしい。」と求めた。

【設問1】

- (1) Bから上記4の請求を受けたCは、本件骨董品の所有者が、本件売買契約締結時におけるAの説明と異なっていることに不満を持っており、本件売買契約の効力を消滅させたいと考えている。そのためにどのような主張をすることが考えられるかを指摘した上、その主張が認められるかについて、理由を付して解答しなさい。
- (2) 本件売買契約が有効であることを前提とした場合、上記1ないし4の事実関係のもとで、Cは、Bに対し、代金200万円を支払うべき法的義務があるか。理由を付して解答しなさい。

【事実】

- 5 上記【事実】1, 2と同じ
- 6 本件売買契約を締結するに先立ち, Aは, Cに対し, 「本件骨董品の所有者は父Bであるが, 私は, Bから本件骨董品の処分を委ねられている。」との説明をし, 本件売買契約締結に際して, Bのためにすることを示した。
- 7 しかし, Bは, Aに対し, 本件骨董品の売却を委ねたことはないことはもとより, 何らの代理権を授与したこともなく, 本件売買契約は, AがBに無断で締結したものであった。
- 8 令和元年8月3日, Bは死亡し, 妻Dと子A(相続分各2分の1)がBを相続した。
- 9 Cは, A及びDに対し, 令和元年8月8日, 本件骨董品の引渡しを求めたが, これを拒絶された。

【設問2】

上記5ないし9の事実関係のもとで, Cが次の請求をした場合, これらの請求は認められるか。表見代理は成立しないことを前提とした上, 理由を付して解答しなさい。

- (1) A及びDに対し, 本件骨董品の引渡し
- (2) Aに対し, 本件骨董品につき2分の1の共有持分を有することの確認

以 上

刑法 問題

甲は乙を助手席に乗せて、深夜、高速道路を走行中、自車の前に割り込んだAに腹を立て、A車を執拗に追いかけて、深夜で殆ど人気のないパーキングエリアで停車したAが、車から降りたのを見つけ、Aの顔面を殴打し、うつ伏せに倒れたAの背中を足で踏み付けた。Aは怯えて抵抗できなくなったが、そのとき甲はAのズボンの後ろポケットに財布が入っているのに気づき、これを奪う意思を生じ、Aを踏み付けた足を背中から離して、「これはもらっておくぞ。」と言いながら、ポケットから財布を取り出し、これを自分のズボンのポケットに入れた。さらに、金目の物を持っていないかと、Aの上着のポケットを探っていたところ、乙が車から降りて近づいてきた。

乙は、パーキングエリアで停車するまで熟睡していて甲がA車を追いかけていることは知らなかったが、停車後に目を覚まし、甲がAを殴打し、背中を踏み付けているのに気づき、そのそばに近づいたところ、甲がAの上着のポケットを探っているのが分かった。そこで乙は、自分も何か奪おうと思い、甲に対し「金目の物はあるのか。」と声をかけたところ、甲が「高そうな時計をしている。」と答えたので、倒れたまま怯えて起き上がれないでいるAの腕から時計を外して奪った。Aに怪我はなかった。

【設問1】

甲がAの財布を奪った行為について、甲の罪責について論じなさい（高速道路上の追跡行為の罪責を除く。）。

【設問2】

乙が時計を奪った行為の罪責について論じなさい。なお、論述に際しては、以下の①及び②の両方の見解について言及した上で、自らの見解を示すこと。

- ①乙には窃盗罪の共同正犯が成立する。
- ②乙には強盗罪の共同正犯が成立する。

以 上